

○調布市立中学校の学校選択に関する要綱

平成 18 年 7 月 3 日教育委員会要綱第 19 号

改正 令和 4 年 3 月 17 日教委要綱第 4 号

調布市立中学校の学校選択に関する要綱

第 1 趣旨

この要綱は、調布市立学校通学区域等に関する規則（平成 10 年調布市教育委員会規則第 3 号）第 4 条に規定する学校選択制による学校の指定について必要な事項を定めるものとする。

第 2 学校選択の対象者

調布市立中学校（以下「中学校」という。）の第 1 学年に入学する者（以下「就学予定者」という。）の保護者（以下「保護者」という。）は、この要綱の定めるところにより就学を指定された通学区域以外の中学校を選択すること（以下「学校選択」という。）ができるものとする。

第 3 学校選択制希望票

学校選択は、調布市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める学校選択制希望票を別に定める期日までに保護者が調布市教育委員会（以下「教育委員会」という。）へ提出することにより行うものとする。

2 保護者は、提出した学校選択制希望票を、教育長が別に定める期間内に 1 回を限度として変更し、又は取り下げることができる。

第 4 学校選択の範囲

保護者は、第 5 の規定により受入れが可能であるとの決定がなされた中学校から学校選択できるものとする。

第 5 受入可能数

各中学校の施設状況等を勘案するとともに、必要に応じて当該中学校長と協議のうえ、中学校ごとの学校選択による生徒の受入れの可否を判断し、受入れが可能な中学校についてはその生徒の人数（以下「受入可能数」という。）を決定し、公表するものとする。

第 6 学校の公開

保護者の学校選択に資するため、一定期間、各中学校の公開を実施するものとする。

第7 学校の指定

教育委員会は、学校選択した者の数（以下「選択者数」という。）が受入可能数以下の中学校を学校選択した就学予定者については、当該学校選択した中学校（以下「選択校」という。）を就学予定者の就学すべき中学校として指定する。

2 教育委員会は、選択者数が受入可能数を超えた中学校を学校選択した就学予定者については、原則として抽せんを行い、当選した者（以下「当選者」という。）については選択校を、落選した者については第8第3項の規定により選択した中学校を就学すべき中学校として指定する。

3 教育委員会は、第8第2項の規定により補欠として登録した者が同項の期日までに補欠の登録を辞退しなかった場合は、就学予定者の住所が属する通学区域内の中学校（以下「通学区域校」という。）を就学すべき中学校として指定する。

第8 抽せん

第7第2項の抽せん（以下「抽せん」という。）は公開で行い、対象者全員を抽せんの結果に基づいて順位付けし、上位の者から受入可能数に達するまでの者をもって当選者とする。

2 抽せんの結果、落選した者については、教育長が別に定める期日まで上位のものから補欠として登録し、入学辞退者数に応じて繰り上げて当選者とする。

3 前項の規定により補欠として登録された者の保護者は、補欠の登録を辞退することにより、通学区域校又は選択者数が受入可能数を超えていない中学校を選択することができるものとする。

4 抽せんを行う場合は、あらかじめ中学校ごとの抽せんの対象者数を公表するものとする。

5 抽せんを行う場合は、抽せんの対象となる保護者にその旨を通知するものとする。

第9 委任

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月4日から施行する。

附 則（平成24年3月30日教委要綱第9号）

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 この要綱の規定による改正後の調布市立中学校の学校選択に関する要綱の規定にかかわらず、平成25年度における就学予定者のうち平成24年度において第2学年に兄弟が選択校に在学するものは、平成24年度に限り、抽せんを行わずに他の者に優先して選択校を就学すべき中学校として指定することができる。

附 則（令和4年3月17日教委要綱第4号）

この改正は、令和4年4月1日から施行する。